第百二十八条第一号及び第三号から第五号までの規定中「（総務課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第百二十九条を削り、第百三十条を第百二十九条とし、第一章第二節第三款第十二目中同条の次に次の二条を加える。

（事業企画課の所掌事務）

第百三十条　事業企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業並びに全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業のうち健康保険法第五条第二項若しくは第百二十三条第二項又は船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行う業務（以下「政府管掌年金事業等」という。）の実施に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること（国際年金課の所掌に属するものを除く。）。

二　政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に関する記録の管理に関する企画及び立案に関すること。

三　政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の統計並びに全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の統計（健康保険法第五条第二項若しくは第百二十三条第二項又は船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行う業務に係るものに限る。）並びにこれらの事業の運営のための統計数理的調査に関すること。

四　政府管掌年金事業等の実施に関する事務についての監査に関すること。

五　社会保険労務士に関すること（社会保険労務士法別表第二第二号1に規定する社会保険諸法令に関する業務に係るものに限る。）。

六　年金委員に関すること。

七　日本年金機構の組織及び運営一般に関すること。

八　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の組織及び運営一般に関すること。

九　年金特別会計（健康勘定、児童手当勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。次号において同じ。）の経理に関すること。

十　年金特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

（事業管理課の所掌事務）

第百三十条の二　事業管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　政府管掌年金事業等の実施に関すること（国際年金課及び事業企画課の所掌に属するものを除く。）。

二　政府が管掌する国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業の実施に関し市町村が処理する事務に関すること。

三　政府管掌年金事業等の実施に関する事務の処理に関する電子計算組織の整備及び管理に関すること。

四　児童手当法の規定による拠出金の徴収に関すること。

第百五十二条に次の一項を加える。

2　厚生労働大臣は、一体として実施すべき事務の区域が前項に規定する二以上の地方厚生局の管轄区域にわたる場合その他必要があると認める場合においては、厚生労働省令で同項の管轄区域の特例（必要な経過措置を含む。）を定めることができる。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　中央労働委員会事務局

第二章第一節の節名を次のように改める。

第一節　特別な職

「第一款　削除」を削る。

第百五十七条を次のように改める。

（次長）

第百五十七条　中央労働委員会（以下この章において「委員会」という。）の事務局に、次長二人を置く。

2　次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

第二章第一節第二款から第四款までを削る。

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節　内部部局

第二章第二節第一款及び第二款の款名を削る。

第二章第二節中第百六十七条を第百五十八条とし、第百六十八条から第百七十三条までを九条ずつ繰り上げる。

附則第五条第二項を削り、同条第一項中「掲げる事務」の下に「及び前項に規定する事務」を加え、「次項」を「次条」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

年金局は、第十四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号。附則第七条第一項及び第八条において「特別障害給付金法」という。）に基づく事業の実施に関する事務をつかさどる。この場合において、第十一条第一項第十号中「関すること」とあるのは「関すること（年金局の所掌に属するものを除く。）」と、第百十条第一号及び第二号並びに第百十一条第一号中「企画課」とあるのは「年金局及び企画課」とする。

附則第五条に次の一項を加える。

3　年金局は、第十四条各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、社会保険庁の廃止に伴う残務を処理するために必要な期間、当該残務の処理に関する事務をつかさどる。

附則第六条を次のように改める。

第六条　年金局企業年金国民年金基金課は、第百二十八条各号に掲げる事務のほか、旧給付の支給が行われる間、独立行政法人農業者年金基金の事業に関する事務をつかさどる。

附則第六条の次に次の二条を加える。

第七条　年金局事業企画課は、第百三十条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一　特別障害給付金法に基づく事業の実施に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること。

二　特別障害給付金法に基づく事業の実施に関する年金局の所掌事務についての監査に関すること。

2　年金局事業企画課は、第百三十条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、附則第五条第三項に規定する期間、同項に規定する事務をつかさどる。

第八条　年金局事業管理課は、第百三十条の二各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一　特別障害給付金法に基づく事業の実施に関すること（年金局事業企画課の所掌に属するものを除く。）。

二　特別障害給付金法に基づく事業の実施に関し市町村が処理する事務に関すること。

第二章　経過措置

（改正前の国家公務員共済組合法の規定による短期給付に関する経過措置）

第六十条　日本年金機構法（以下「法」という。）附則第三十九条に規定する者（法附則第三十四条第一項に規定する旧組合（次条第二号において「旧組合」という。）の継続長期組合員（法附則第三十三条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下この条及び次条において「改正前国共済法」という。）第百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員をいう。）であった者を除き、法附則第三十七条に規定する新設健保組合（次条第二号において「新設